

煙火消費届出書の提出が必要な条件

「打揚煙火」又は「仕掛煙火」の数量が「表1 数量」に記載の範囲である場合、「煙火消費届出書」が必要となります。

また、「表2 建物等との距離」に記載のとおり、打揚場所から建物等までの一定の距離（保安距離）の確保が必要となります。

なお、「表1 数量」の数量を超える場合は、「火薬類消費許可申請書」の提出が必要となります。

表1 数量

| | | | | |
|---------------|--------------------|-------------|--------------|--------------|
| 打揚煙火 (観賞用) | 直径 10cm 超え～14cm 以下 | 10 個以下 | 合計 25 個以下 | 合計 75 個以下 |
| | 6cm 超え～10cm 以下 | | | |
| | 6cm 以下 | | | |
| 仕掛煙火 (観賞用) | 仕掛煙火に使用する炎管 | 200 個 以下 | | |

※ すべての上限を満たすことが必要となります。

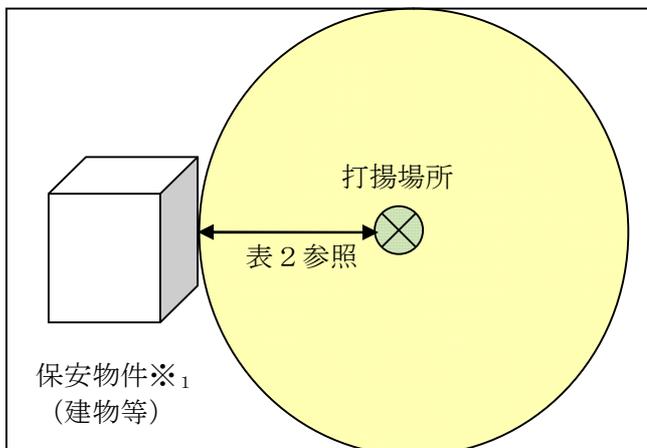
表2 建物等との距離

なわ又はひも等が煙火玉についており、以下の距離が保たれているか確認してください。

| 玉の号数 | 玉の大きさ (直径) | 保安距離 | |
|------|------------|------|-----|
| | | | (m) |
| 2.5 | 7.5 cm 以下 | ぽか物 | 3.5 |
| | | 割り物 | 5.0 |
| 3 | 9 cm 以下 | ぽか物 | 4.5 |
| | | 割り物 | 6.0 |
| 4 | 12 cm 以下 | ぽか物 | 5.0 |
| | | 割り物 | 7.0 |

ぽか物：少量の割火薬を用いた重量の軽いものをいう。

割り物：多量の割火薬を用いた重量の重いものをいう。



※₁ 保安物件について

道路、鉄道、建築物等煙火消費に伴う万一の災害事故から保護すべき物件をいう。ただし、次に掲げるものは対象外とする。

ア 交通規制によって警察署及び道路管理者等の同意を得られる道路

イ 総合的対策が実施される主催者（届出者）所有の建築物

ウ 総合的対策が実施される建築物（打揚筒から保安距離の1/2以内の建築物を除く。）

総合的対策とは、次の条件を全て満たす対策をいう。

ア 保安物件とみなさないことについての所有者等の同意が得られること。

イ 消費時間帯に人が保安物件の内外に出入りしないこと。

ウ 保安物件に対する災害対策及び消火体制を実施すること。